

愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 新旧対照表

	旧	新	変更理由等
第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項 第1節 経緯	<p>・・・長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念される状況となってきた。</p>	<p>・・・長期にわたる保管が継続する中、PCB廃棄物の紛失等に伴う環境汚染の進行が懸念される状況となった。</p>	<p>処理状況の進捗による時点修正</p>
	<p>処理体制の整備を推進することとし、現在、全国5か所において日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備が進められている。</p>	<p>全国5か所において日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の整備を進めた。</p> <p>しかし、処理事業開始後、処理困難なPCB廃棄物の対策、処理作業業者への安全対策等、処理施設の整備時には想定できなかった課題が発生し、当初予定していた平成28年7月までの処理完了が困難となったため、国は平成24年12月に、PCB特別措置法を改正し、PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月とすることとした。</p> <p>東海4県のPCB廃棄物について、豊田市内に地元自治体及び地元住民の理解と協力の下、豊田事業所を設置し、平成17年9月から処理事業が開始され、これにより、平成25年度末時点で県内のPCB廃棄物のうち、高圧トランス及びコンデンサ等について、あわせて77%の処理が完了した。</p>	<p>PCB特別措置法、国の基本計画変更及び処理状況の進捗による時点修正</p>
	<p>・・・の設置を指導してきた。</p> <p>また、PCB特別措置法の施行後は、同法に基づく保管状況等の届出の徹底を図るとともに、平成14年度にはパンフレット「PCB（ポリ塩化ビフェニル）問題を正しく理解するために」を作成し、保管事業者に対して、地震への対応を含めた適正保管を指導している。</p> <p>さらに、平成15年度には、PCB廃棄物の保管の状況、処理に対する意向等をアンケート調査するとともに、全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策に努めている。</p>	<p>・・・の設置を指導し、全国に先駆けて、個体管理番号付きステッカーを廃棄物本体に貼付してPCB廃棄物の個体管理を行い、紛失防止対策に努めるとともに、迅速かつ適正なPCB廃棄物処理に係る委託締結を指導してきた。</p> <p>また、東海4県のPCB廃棄物処理が推進されるよう、東海4県及びPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市（以下「19条政令市」という。）で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」（以下「東海地区広域協議会」という。）を通じて国及び関係自治体と必要な調整を実施してきた。</p>	<p>処理推進のための体制及び対応について内容更新</p>
第2節 趣旨	<p>この県処理計画は、県が廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、平成19年3月に策定した愛知県廃棄物処理計画とも整合性を図ったものである。</p>	<p>この県処理計画は、平成26年6月に国が変更した基本計画との整合性を図ったものである。</p>	<p>本計画に係る変更理由の記載</p>
第3節 計画の基本的事項	<p>1 計画期間</p> <p>本計画は、平成16年12月から、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成28年7月までを計画期間とする。</p>	<p>1 計画期間</p> <p>本計画は、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月までを計画期間とする。</p>	<p>既に処理が進捗していること及び処理期限の延長を考慮し内容更新</p>

	旧	新	変更理由等
	<p>2 計画の対象 (追加)</p>	<p>2 計画の対象 なお、PCB廃棄物は、以下のとおりである。 ①高圧トランス及び廃PCB等 ②安定器等・汚染物 ③柱状トランス及び電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用したものを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBに汚染されたもの又は絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（柱上トランスを除く、以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）</p>	<p>国の基本計画変更と処理進捗の整合</p>
	<p>3 基本的方針 ①高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度の大型の電気機器（以下「高圧トランス等」という。）、並びにPCB及びPCBを含む油(以下「廃PCB等」という。)については、平成20年度までに全体の約50%の処理を完了する。 ②（略） ③県及びPCB特別措置法第19条第1項の政令で定める市（以下「19条政令市」という。）、国、保管事業者、PCB廃棄物処理施設を設置する者、収集運搬者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。</p>	<p>3 基本的方針 ①すべてのPCB廃棄物について、PCB特別措置法の未届けのもの及び現在使用中であるPCB使用製品の把握に努めるとともに、PCB特別措置法上の期限及び日本環境安全事業株式会社の各事業所における処理期間で1日でも早く、安全かつ適正に処理を完了する。 ②（略） ③県及び19条政令市、国、保管事業者、PCB廃棄物処理施設及びPCB無害化処理施設を設置する者、収集運搬者等の関係者は、それぞれの役割分担により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の積極的な取組に努めるとともに、各々連携して計画的な処理の推進を図る。</p>	<p>無害化処理施設の追加</p>
	<p>4 その他 本計画は、国の基本計画の見直し及びPCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととする。</p>	<p>4 その他 (以下、追加) また、PCB廃棄物の把握、適切な保管、早期処理の促進のため、事業者に対して周知・啓発を継続的に実施し、PCB特別措置法に基づく保管届出等により、処理状況等を適切に把握するなど、本計画の進行管理を実施していく。</p>	<p>進行管理の文言を追加</p>
<p>第2章 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み 第1節 現状</p>	<p>1 PCB廃棄物の保管量 (略)・・・届出された平成15年3月31日現在の・・・ 県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約7%に当たる16,354台が保管されており、低圧トランス及び低圧コンデンサは、全国の約4%に当たる48,295台が保管されている。また、安定器は、全国の約7%に当たる約34万台、感圧複写紙は、全国の約8%に当たる約53トンが保管されている。</p>	<p>1 PCB廃棄物の保管量 (略)・・・届出された平成25年3月31日現在の・・・ 県内においては、高圧トランス及び高圧コンデンサが全国の約3%に当たる7,451台が保管されており、低圧トランス及び低圧コンデンサは、全国の約12%に当たる212,040台が保管されている。また、安定器は、全国の約7%に当たる約40万台、感圧複写紙は、全国の約3%に当たる約19トンが保管されている。</p>	<p>保管量の時点修正</p>

	旧	新	変更理由等
	<p>表 2-1-1 PCB廃棄物保管量 (表中の事業場数及び保管量の変更については省略)</p> <p>注3) 全国は、平成14年3月31日現在のデータである。</p>	<p>表 2-1-1 PCB廃棄物保管量</p> <p>注3) 全国は、平成24年3月31日現在のデータである。 注4) これらのほか、微量PCB汚染廃電気機器等がある。</p>	事業場数等の時点修正 国の基本計画変更と整合
	<p>2 PCB使用製品の使用量 PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又は19条政令市に届出された平成15年3月31日現在のPCB使用製品の種類別の使用量及び電気事業法電気関係報告規則に基づき使用事業者から経済産業省中部経済産業局に報告されたPCB含有電気工作物の種類別の使用量を基に作成したPCB使用製品の使用量は、次のとおりである。 これらのPCB使用製品は平成28年7月までに使用を廃止し、PCB廃棄物として処理が見込まれる。</p>	<p>2 PCB使用製品の使用量 PCB特別措置法第8条の規定に基づき、県内の保管事業者から県又は19条政令市に届出された平成25年3月31日現在のPCB使用製品の種類別の使用量及び電気事業法電気関係報告規則に基づき使用事業者から中部近畿産業保安監督部に報告されたPCB含有電気工作物の種類別の使用量を基に作成したPCB使用製品の使用量は、次のとおりである。</p>	時点修正 国の基本計画との整合
	<p>表 2-1-2 PCB使用製品の使用量 (表中の事業場数及び使用量の変更については省略)</p>	<p>表 2-1-2 PCB使用製品の使用量</p> <p>注3) このほか、PCB使用製品として、微量PCB汚染廃電気機器等がある。</p>	事業場数等の時点修正 国の基本計画との整合
第2節 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	<p>現在保管されているPCB廃棄物と今後発生するPCB廃棄物は、PCB特別措置法に基づく処理期限である平成28年7月までに処分する必要がある。発生量とPCB廃棄物保管量の合計を処分量の見込み量とした。</p>	(削除)	時点修正

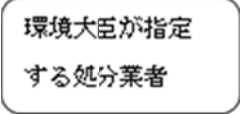
	旧	新	変更理由等
	<p>1 高圧トランス等及び廃PCB等</p> <p>高圧トランス等及び廃PCB等については、平成20年度までに概ね50%の処分の終了を見込んだ。</p> <p>表2-2-1 高圧トランス等に係る保管量、発生量及び処分量の見込み</p> <p>(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)</p> <p>注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに廃棄物となる見込みの量である。</p>	<p>1 高圧トランス等及び廃PCB等</p> <p>平成25年3月31日現在、高圧トランス等及び廃PCB等の保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。</p> <p>表2-2-1 高圧トランス等に係る保管量、発生量及び処分量の見込み</p> <p>注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。</p>	時点修正
	<p>3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等</p> <p>本節1及び2に掲げるPCB廃棄物以外のPCB廃棄物として、低圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの、安定器、感圧複写紙、ウエス並びに汚泥(以下「安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等」という。)がある。</p> <p>これらその他PCB廃棄物等については、平成28年7月までに処理する必要があることから、の保管量と発生量の合計を処分量と見込んだ。</p> <p>表2-2-3 安定器等・汚染物その他PCB廃棄物等に係る保管量、発生量及び処分量</p> <p>(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)</p> <p>注) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに、廃棄物となる見込みの量である。</p>	<p>2 安定器等・汚染物</p> <p>本節1及び2に掲げるPCB廃棄物以外のPCB廃棄物として、低圧トランス、低圧コンデンサ及びその他の機器のうち小型のもの、安定器、感圧複写紙、ウエス並びに汚泥(以下「安定器等・汚染物」という。)がある。</p> <p>平成25年3月31日現在、それらの保管量、発生量及び処分量の見込みは次のとおりである。</p> <p>表2-2-2 安定器等・汚染物に係る保管量、発生量及び処分量</p> <p>注1) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。</p> <p>注2) 「その他の機器等」とは、トランス類及びコンデンサ類、その他の機器のうち、高圧トランス及び高圧コンデンサと同程度の大型の機器を除いたものをいう。</p>	国の基本計画との整合 時点修正

	旧	新	変更理由等
	<p>2 柱上トランス</p> <p>柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有しており、供給区域内に保管又は使用中のものを自ら処分することとしている(第3章第1節2参照)。</p> <p>中部電力株式会社における処理計画を基に、平成20年度までに容器・部材については概ね20%、PCBを含む絶縁油については、概ね40%の処分の終了を見込んだ。</p>	<p>3 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等</p> <p>①柱状トランス</p> <p>柱上トランスについては、全量を中部電力株式会社が保有しており、供給区域内に保管又は使用中のものを自ら処分することとしている(第3章第1節2参照)。</p> <p>②微量PCB汚染廃電気機器等</p> <p>現在、使用中のものを含め、全国で電気機器が約120万台、OFケーブルが約1,400kmと推計されており、中部近畿産業保安監督部及び関係団体等と連携し、処理対象量の把握に努める。</p> <p>また、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、関連会社により供給区域内に保管中のものを処分することとしている(第3章第1節4参照)。</p>	<p>時点修正</p> <p>国の基本計画との整合</p>
	<p>表2-2-2 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込み</p> <p>(表中の保管量、発生量及び処分量の変更については省略)</p> <p>注2) 「発生量」とは、現在使用中のものが平成28年7月までに、廃棄物となる見込みの量である。</p>	<p>表2-2-3 柱上トランスに係る保管量、発生量及び処分量の見込み</p> <p>注2) 「発生量」とは、現在使用中のものが廃棄物となる見込みの量である。</p>	<p>時点修正</p>
<p>第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制</p> <p>第1節 PCB廃棄物の処理体制の現状</p>	<p>(追加)</p>	<p>日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設として豊田事業所を設置し、東海4県(愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県)を処理対象区域として、PCB廃棄物の処理を平成17年9月から開始している。</p> <p>なお、平成26年6月の基本計画の変更に基づき、日本環境安全事業株式会社における5事業所の長を生かし、相互に処理能力を活用する。</p>	<p>国の基本計画との整合</p>

	旧	新	変更理由等																							
	<p>1 高圧トランス等及び廃PCB等</p> <p>日本環境安全事業株式会社は、豊田市細谷町地内に拠点的広域処理施設を設置し、東海4県（愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県）を処理対象区域とし、高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年9月から開始している。施設の概要は表3-1-1のとおりである。</p>	<p>1 高圧トランス等及び廃PCB等</p> <p>高圧トランス等及び廃PCB等の処理を平成17年9月から開始しており、日本環境安全事業株式会社大阪事業所で処理困難な一部機器についても、処理をすることとする。施設の概要は表3-1-1のとおりである。</p>	国の基本計画との整合																							
	<p>表3-1-1 日本環境安全事業(株)豊田事業所のPCB廃棄物処理施設の概要</p> <p>(表中の項目等に係る変更については省略)</p> <p>(追加)</p>	<p>表3-1-1 日本環境安全事業(株)豊田事業所のPCB廃棄物処理施設の概要</p> <p>注2) 計画的処理完了期限とは、保管事業者が日本環境安全事業株式会社に処分委託を行う期限である。</p> <p>注3) 事業終了準備期間とは、今後新たに発生する廃棄物や、処理困難物への対応及び事業終了のための準備を行う期間である。</p>	国の基本計画との整合																							
	<p>3 その他PCB廃棄物等</p> <p>その他PCB廃棄物等の処理については、現在、国において広域処理体制の検討がなされている（第2章第2節3参照）。</p>	<p>2 安定器等・汚染物</p> <p>安定器等・汚染物の処理については、日本環境安全事業株式会社豊田事業所で処理が可能な小型機器の一部に限り処理し、それ以外のものを同社北九州事業所で処理することとする。（第2章第2節3参照）。施設の概要は表3-1-4のとおりである。</p> <p>表3-1-2 日本環境安全事業(株)北九州事業所のPCB廃棄物処理施設の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">設置場所</td> <td>福岡県北九州市若松区響町一丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理区域 (安定器等・汚染物)</td> <td>豊田事業所処理区域 北九州事業所処理区域 大阪事業所処理区域内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理能力等</td> <td>容器：部材</td> <td>10.4トン/日</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>プラズマ熔融分解法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処理開始</td> <td>平成21年7月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計画的処理完了期限</td> <td>平成34年3月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業終了準備期間</td> <td>平成34年4月～平成36年3月</td> </tr> </tbody> </table>	項目		内容	設置場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目	処理区域 (安定器等・汚染物)		豊田事業所処理区域 北九州事業所処理区域 大阪事業所処理区域内	処理能力等	容器：部材	10.4トン/日	処理方法	プラズマ熔融分解法	処理開始		平成21年7月	計画的処理完了期限		平成34年3月	事業終了準備期間		平成34年4月～平成36年3月	国の基本計画との整合
項目		内容																								
設置場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目																								
処理区域 (安定器等・汚染物)		豊田事業所処理区域 北九州事業所処理区域 大阪事業所処理区域内																								
処理能力等	容器：部材	10.4トン/日																								
	処理方法	プラズマ熔融分解法																								
処理開始		平成21年7月																								
計画的処理完了期限		平成34年3月																								
事業終了準備期間		平成34年4月～平成36年3月																								

	旧	新	変更理由等																									
	<p>2 柱上トランス</p> <p>中部電力株式会社は、自社が保有する柱上トランスを自ら処分することとし、海部郡飛島村内において、微量のPCBを含む絶縁油が付着した容器・部材の処理施設を整備中である。</p> <p>表3-1-2 柱上トランス容器・部材の処理施設の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>処理開始</td> <td>平成20年度上期</td> </tr> </table> <p>表3-1-3 微量のPCBを含む絶縁油の処理施設の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>処理終了</td> <td>平成28年7月</td> </tr> </table>	処理開始	平成20年度上期	処理終了	平成28年7月	<p>3 柱上トランス及び微量PCB汚染廃電気機器等</p> <p>①柱状トランス</p> <p>中部電力株式会社は、自社が保有する柱上トランスを自ら処分することとし、海部郡飛島村内において、微量のPCBを含む絶縁油が付着した容器・部材の処理を平成20年5月から開始している。</p> <p>表3-1-2 柱上トランス容器・部材の処理施設の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>処理開始</td> <td>平成20年5月</td> </tr> </table> <p>表3-1-3 微量のPCBを含む絶縁油の処理施設の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>処理開始</td> <td>平成39年3月</td> </tr> </table> <p>②微量PCB汚染廃電気機器等</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等については、国が認定するPCB無害化処理施設又は各都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。</p> <p>また、安全かつ効率的な処理の促進のため、今後も処理体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>なお、中部電力株式会社が保有する大型機器等については、関連会社により、保管中のものを当該機器の特性に応じて、処理することとしている。(第2章第2節4参照)。施設の概要は表3-1-5のとおりである。</p> <p>表3-1-5 微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設(移動式)の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">設置場所</td> <td>県内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理能力等</td> <td>変圧器</td> <td>3台/7日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>加熱強制循環洗浄処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業開始</td> <td>平成26年12月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業終了</td> <td>平成39年3月</td> </tr> </tbody> </table>	処理開始	平成20年5月	処理開始	平成39年3月	項目		内容	設置場所		県内	処理能力等	変圧器	3台/7日	処理方式	加熱強制循環洗浄処理	事業開始		平成26年12月	事業終了		平成39年3月	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の基本計画との整合</p>
処理開始	平成20年度上期																											
処理終了	平成28年7月																											
処理開始	平成20年5月																											
処理開始	平成39年3月																											
項目		内容																										
設置場所		県内																										
処理能力等	変圧器	3台/7日																										
	処理方式	加熱強制循環洗浄処理																										
事業開始		平成26年12月																										
事業終了		平成39年3月																										

	旧	新	変更理由等
第2節 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策	1 保管事業者の責務及び役割 保管事業者は、処理期限である平成28年7月までに自ら又はPCB廃棄物に係る・・・	1 保管事業者の責務及び役割 保管事業者は、法的処理期限である平成39年3月及び日本環境安全事業株式会社の各事業所における処理期間内で早期に処理が完了するよう、自ら又はPCB廃棄物に係る・・・	時点修正
	2 処分業者等の責務及び役割 (中略) ・ PCB廃棄物が処理期限までに確実にかつ適正に・・・	2 処分業者等の責務及び役割 (中略) ・ PCB廃棄物が処理期限内で早期に、確実にかつ適正に・・・	国の基本計画との整合
	3 県及び19条政令市の責務及び役割 ・・・(中略)・・・できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。 (中略) このほか、県は、中小企業者、が保有する・・・	3 県及び19条政令市の責務及び役割 ・・・(中略)・・・できるだけ早期の代替品への転換及び処理期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。 (中略) このほか、県は、中小企業者、一定規模以下の法人及び経済的理由により負担能力の低い保管者(以下「中小企業者等」という。)が保有する・・・	国の基本計画との整合 時点修正
第3節 PCB廃棄物の処理施設の整備	・・・中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を稼働させ、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設の整備を進めている(本章第1節参照)。 また、安定器をはじめとするその他PCB廃棄物等については、現在、国において広域処理体制の検討がなされている。	・・・中部電力株式会社が名古屋市港区内で絶縁油の処理施設を、海部郡飛島村で容器、部材の処理施設を稼働させている(本章第1節参照)。 なお、微量PCB汚染廃電気機器等の処理ができるPCB無害化処理施設については、民間事業者等が整備している。	時点修正 国の基本計画との整合
第4節 PCB廃棄物の広域的な処理の体制	・・・19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海4県及び4県内の19条政令市で構成する東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整を行う。 (追加)	・・・19条政令市の相互の密接な連携が必要であり、東海地区広域協議会等を通じて、関係の県及び19条政令市と十分な協議、調整を行う。 (中略) なお、高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等・汚染物、その処理にあたって日本環境安全事業株式会社豊田事業所以外の事業所で処理するものについては、当該事業地区の広域協議会等と協議、調整を行う。	国の基本計画との整合

	旧	新	変更理由等
第5節 PCB廃棄物の収集運搬体制の確保	(最終行以降へ追加)	なお、高圧トランス等のうち一部の機器及び安定器等・汚染物、その処理にあたって日本環境安全事業株式会社のうち豊田事業所以外の事業所で処理するものに係る収集運搬については、処理事業地区及び通過地区の広域協議会等と収集運搬の方法等に関し協議、調整を行う。	国の基本計画との整合
第6節 PCB廃棄物処理基金による処理の促進	PCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図られることとなった。 県は、県内の中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしている。	PCB廃棄物のうち高圧トランス等の処理費用の負担軽減が図られ、さらに平成26年4月からは、一定規模以下の法人、個人についてもその負担能力を考慮し、基金による負担軽減の対象となった。 県は、県内の中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の負担の軽減を図り、早期処理を促進するため、平成13年度から毎年この基金に出えんしている。	時点修正
	図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み 図中、「中小企業者」 	図3-6-1 PCB廃棄物処理基金の仕組み 図中、「中小企業者等」 (削除)	時点修正
第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進 第1節 監視及び指導の徹底	また、収集運搬業者に対しては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。 (追加)	また、収集運搬業者に対しては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の遵守を徹底するとともに、GPSを利用した車両運行管理システムによる安全かつ効率的な収集運搬を指導する。 なお、日本環境安全事業株式会社のうち、豊田事業所以外の事業所で処理するため、事業対象地区以外への収集運搬については、関係する地区の広域協議会等と調整した収集運搬の方法等の徹底を指導する。	国の基本計画との整合

	旧	新	変更理由等
第2節 関係者相互の連携	<p>・・・PCB廃棄物の処理を計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地区広域協議会等を活用して、・・・ (追加) 経済産業省中部経済産業局と連携して、・・・ 経済産業省中部経済産業局と協力して、・・・ 	<p>・・・PCB廃棄物の処理を計画的に推進する。</p> <p>また、豊田事業所等の処理施設が設置されている地元自治体に対しては、処理に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、県及び広域協議会として円滑な処理が進むよう、豊田事業所周辺における環境モニタリングの実施など、積極的な協力を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地区広域協議会等を活用して、・・・ 日本環境安全事業株式会社のうち、豊田事業所以外の事業所で処理する場合は、当該事業地区の広域協議会等と調整し、連携を図る。 中部近畿産業保安監督部と連携して、・・・ 中部近畿産業保安監督部と協力して、・・・ 	国の基本計画との整合
第3節 緊急時の対応	収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域における緊急時連絡体制を整備する。	収集運搬経路における事故の発生時等に速やかな対応が図られるよう、東海地区広域協議会において広域（日本環境安全事業株式会社豊田事業所以外の事業所で処理する場合の収集運搬を含む。）における緊急時連絡体制を確保する。	国の基本計画との整合
第4節 県民の理解を深めるための方策	処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公開するよう指導する。	処分業者等に対しては、PCB廃棄物の搬入、処分の状況や排出モニタリング結果等PCB処理に関する情報や処理施設を積極的に公開するとともに、保管事業者に対しては、処理施設を視察し処理の確認をするよう周知する。	国の基本計画との整合
第5章 今後の課題 第1節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理	<p>第1節 低濃度PCB汚染物の処理</p> <p>近年、PCBを使用していないとされたトランス等重電機器の一部にも微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれているもの（以下「低濃度PCB汚染物」という。）の存在が社団法人日本電機工業会等の調査により明らかとなっている。</p> <p>現在、国において低濃度PCB汚染物の特定やその特性に応じた処理方法、処理の基本的方向等について検討がなされていることから、その結果によっては、今後の事業者による保管や適正処理の推進に大きな影響を与えることが予想されることから、国の検討状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。</p>	<p>第1節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理</p> <p>これまでPCBを使用した高圧トランス等と微量のPCBに汚染された電気機器等の識別がつかなかったが、平成26年2月のPCB特別措置法の届出様式に係る改正により、今後はその規模が明らかになる見込みである。</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等については、国による無害化処理認定施設又は都道府県知事等の許可による施設において処理を行うこととしており、今後さらに処理が促進されるよう、その特性に応じた処理方法について検討がなされていることから、国の検討状況の把握に努めるとともに、関係業界への周知及び適切な指導に努めていく。</p>	国の基本計画との整合
第2節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理	なお、これらのPCBを使用した部品は、その他PCB廃棄物等として、現在、国において広域処理の体制について検討がなされている。	(削除)	国の基本計画との整合